

西尾ソフトテニス協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、「西尾ソフトテニス協会」と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を本協会理事長宅におく。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 本協会はソフトテニスを振興し、市民体育の強化と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2 本協会は愛知県ソフトテニス連盟に所属し、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの研究及び指導奨励
- (2) 本協会主催によるソフトテニス大会の開催
- (3) ソフトテニス関係諸団体との連繫に関する事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

第3章 加盟団体及び会員

(加盟団体及び会員)

第4条 本協会の加盟団体は、西尾市内において結成された団体及び事業所で、理事会において承認され、会費を納入したものを登録する。

2 本協会の会員は、前項の加盟団体に所属し、会費を納入したものを登録する。

3 新たに加盟を希望する団体は、予め会長に届けなければならない。

第4章 役員及び組織

(役員及び組織)

第5条 本協会には、次の役員をおくことができる。

- | | | | |
|-----------|------|----------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (5) 事務局長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3名以内 | (6) 理 事 | 25名以内 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 | (7) 会 計 | 2 名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 | (8) 会計監査 | 2 名 |

(役員を選任)

第6条 第5条の役員は、理事会により推薦され、総会において承認する。

2 理事は、各加盟団体において選出された者1名及び理事会により推薦された会務執行に必要と思われる者を総会において承認する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本協会を総轄し、本協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、事務的に本協会を代表すると共に、会長の命を受けて会務を執行し且つ理事会を代表する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

- 5 事務局長は本協会の事務を執行する。
- 6 理事は本協会の会務を補佐する。
- 7 会計は本協会の会計を事務する。
- 8 会計監査は本協会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

- 2 役員は後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任を伸長する。

第5章 特別職

(特別職)

第9条 本協会に、特別職として名誉会長、名誉副会長、顧問をおくことができる。

- 2 特別職は、理事長経験者並びにこれに準ずる功労のあった者及びその職務に相当と認められる者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 特別職は本協会の諮問に応ずる。

第6章 会議

(会議の招集)

第10条 本協会の会議は、総会・理事会・幹部会・部会・委員会とし、会長が必要と認めたときにこれを招集する。ただし、総会は原則として毎年4月の第1日曜日に行うものとする。

(総会)

第11条 本協会の総会は、加盟団体代表者(代理を認める)3分の2以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 加盟団体代表者の委任状は、出席者数に含めるものとする。
- 3 総会は、次の事項について承認及び審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 役員任免
- (3) 規約の改正
- (4) 決算及び予算に関する事項
- (5) その他の重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、第5条に規定する(1)から(7)の役員で組織し、次の事項について審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 役員推薦
- (3) 新規加盟団体の承認
- (4) その他、協会の運営上必要な事項

(幹部会)

第13条 幹部会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計で組織し、次の事項について審議し決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) その他、協会の運営上必要な事項

(部会)

第 14 条 部会は、競技部会・指導部会・総務部会とし、必要が生じた場合は他の部会を設置することが出来る。

2 部会は、会長、副会長、理事長、会計監査を除く役員で構成し、各部の所属は互選とする。

3 競技部会は、大会の運営を担当する。

4 指導部会は、教室の運営及びジュニアの指導と育成を担当する。

5 総務部会は、大会以外の行事の運営、協会全体の庶務及び財務を担当する。

(委員会)

第 15 条 会長は、必要に応じて委員会を設けることができる。

2 委員会は、会員の中から必要と思われる者で構成し、特別事項に関し、協議及び実施する。

第 7 章 会 計

(資産の管理)

第 16 条 本協会の資産は、会長がこれを管理する。

(資産の構成)

第 17 条 本協会の資産は、次のとおりとする。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 寄付金及び助成金

(4) その他

(会費)

第 18 条 会費は、次の (1) (2) の合計とする。

(1) 加盟一団体あたり 5, 0 0 0 円

(2) 加盟団体の会員一人あたり 3, 0 0 0 円

2 年度途中に加盟する者の会費については、前項を適用する。

(会費の納入)

第 19 条 各加盟団体は、該当年度の会費を該当年度の 4 月末までに会計へ納入するものとする。

2 年度途中に加盟する者は、該当年度の会費を速やかに会計へ納入するものとする。

3 納入された会費については、いかなる理由があっても返金しない。

(収支予算)

第 20 条 本協会の収支予算は、理事会の審議を経て、総会の議決により成立する。

(事業及び会計年度)

第 21 条 本協会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 3 1 日までとする。

第 8 章 慶 弔

(慶弔)

第 22 条 本協会の慶弔規定を次に定めるものとする。

1 関係団体（日本ソフトテニス連盟・愛知県ソフトテニス連盟・愛知県スポーツ協会・西尾市スポーツ協会）の表彰規定及び西尾市文化体育賞顕彰規定等に該当する者は、協会として推薦し、受賞した場合は祝意を表する。

2 会員が死亡した場合には、会長が会葬し弔意を表する。

3 その他慶弔の必要がある場合は、理事の協議により決定する。

第9章 雑 則

(委任)

第23条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は理事会の審議を経て、会長が別に定める。

附 則

本協会の規約は、昭和47年4月1日より施行する。

昭和57年4月1日より改正し、施行する。

平成13年4月1日より改正し、施行する。

平成17年4月3日より改正し、施行する。

平成23年4月3日より改正し、施行する。

平成24年4月1日より改正し、施行する。

平成31年4月1日より改正し、施行する。

令和 5 年4月2日より改正し、施行する。